

第5回 うらやす景観通信

平成 25 年8月1日発行

浦安市役所都市整備部都市計画課

TEL 047-351-1111(内線 1954・1957)

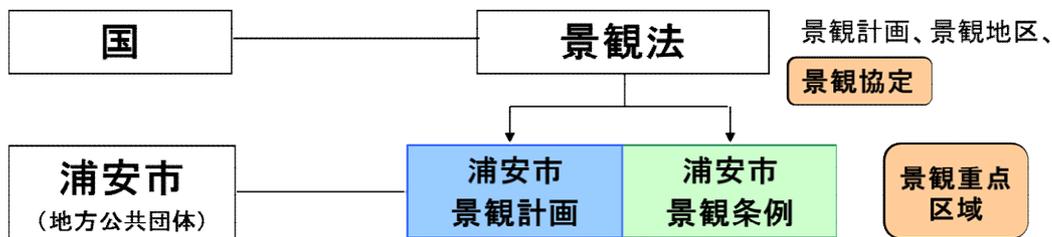
FAX 047-353-4378

メール toshikei@city.urayasu.lg.jp

うらやす景観通信も第5回を迎えることができました。これも、みなさんのおかげです。読んでいて気になることや分からないことは、気軽に都市計画課に連絡してください。我々はみなさんからの連絡を待っています。

第5回のテーマは「**景観をよくするために・・・**」です。

第1回～4回にかけて、景観に関する基本的な考え方や関係する手法やルールを紹介しました。今回は今まで紹介した手法や、ルールがそれぞれどういう関係があるのかを見ていき、景観の仕組みの全体像をつかみましょう。まず、下の図を見てみましょう。



※参考イメージです

見ていただくと分かるように、手法やルールがつながりを持ち、階層的に制度が作られているのがわかります。

すべての土台となるのは「景観法」です。「景観条例」の一部は景観法から委任された内容を定めていること、「景観計画」が「景観法」に定義がされていることは前回までに説明しましたね。

さて、土台が「景観法」であることは分かりましたが、では「景観条例」と「景観計画」はどんな関係を持つのでしょうか。「景観計画」は計画という名の通り、目指すべき景観への道筋を作る手法、といったところでしょうか。そして「景観条例」は「景観計画」を実現するための実効性を高めるルールです。この2つは密接な関係にあり景観法の運用指針でも「景観計画の策定・変更手続、実施、運用等に当たって必要となる法委任条例を定めるべき」と記載されています。

イメージしてみましょう。景観の分野で浦安市が目標としているのは「**人が集い、住み続けたくなる美しい海浜都市**」、そこにたどり着くための足場が「景観法」、道に迷わないためのコンパスが「景観計画」、前に進むための乗り物が「景観条例」です。

上の図には見たことのない「景観協定」などもあり、気になりますね。景観には浦安市が活用しているもの以外にもいろいろな手法やルールがあります。目標を達成する方法は一つではないということです。

次回より景観計画の説明に入ります。固くならず気軽に見てくださいね。今回は「**景観計画① 効力の及ぶ区域はどこまで?**」をテーマに掲載します。